

本メールマガジンは、当社「日税主催研修」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長・松本 光輝先生に 300 社を超える会社の再生の成功体験をもとに、金融機関交渉に関して Q&A 形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

■現状

塗装業を運営している個人事業者の社長からの相談。

社長 50 才、息子 24 才、今年、税務調査が入り収入の計上漏れ一年 400 万円が 5 年分の修正申告を行い、納税額が住民税も合わせると 1,500 万円程になり、とても払える金額ではない。

信用金庫から 300 万円の借入とカードローンが 200 万円ほどあり、住宅ローンについては自宅の価値よりもローン残高が多い状況にある。

社長夫婦は両親と同居しているので、両親のことを考えるとなるべく家は手放したくない。婚姻期間は 20 年以上。

■相談点

自己破産をすることで実質的に税務署からの税金の取立てを逃れようと思っているが、自己破産をすることによって両親と暮らしている自宅が無くなるのは困る。息子に会社を設立させて、別会社として再出発することも検討しているが、どうすれば良いのか？

◆アドバイス

1,500 万円の追徴金が将来に向けて支払い可能性が低ければ、廃業も止むを得ない。ただ、個人事業者は事業を廃業しても、自己破産をしても、税金から逃れることはできない。ここが法人の廃業と異なるところである。

更に個人に資産があれば税務署による差し押さえの可能性もある。資産がなく、収入もなければ 5 年で徴収権は消滅する。

事業を継続するならば、1,500 万円の税金から逃れることはできない。廃業して事業のみを他人に譲渡することは可能である。

現状では住宅ローン残高の方が高いということだが、自宅を残したいのであれば、早目に奥様に不動産所有権を移転することも一つの方法である。

カードローンに関しては、カード会社と相談して現在支払える範囲で支払えば大丈夫。

息子さんが会社を設立して再出発するという形は、広く一般的に行われている。父親の年齢を考えると自然な形だと思う。

[執筆者プロフィール]

松本 光輝 株式会社事業パートナー 代表取締役

40年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に25億円の負債を抱え、その後3年半でその負債を解消する。2003年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが1~2ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1社も倒産させることなく、300社を優に越える会社の再生を成功させる。

◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。

◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30日以内に再生計画を作成して、実行に移している。

◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。